

○公立大学法人大阪ハラスメント相談要項

(目的)

第1条 この要項は、公立大学法人大阪ハラスメントの防止に関する規程（以下「規程」という。）第6条の規定によりハラスメント相談室（以下「相談室」という。）が行う公立大学法人大阪（以下「法人」という。）におけるハラスメントに関する相談（以下「ハラスメント相談」という。）及びハラスメント対応検討委員会（以下「対応検討委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 ハラスメント相談は、相談を行う者（以下「相談者」という。）の就労修学環境の改善を主たる目的とする。

2 相談室は、相談者からの相談を受け、問題解決に向けた助言又は関係機関との調整その他の必要な手続きを行う。

3 相談室は、ハラスメントの事実関係の調査及びハラスメントの認定は行わない。

(相談者)

第3条 相談者は、原則として法人に勤務する役員及び教職員（以下「教職員等」という。）並びに大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「学生等」という。）とする。ただし、在籍中に生じた被害に関する離籍後の相談を妨げない。

2 前項の規定は、法人への求職活動中に教職員等から受けた被害やインターンシップ等の受け入れ時に教職員等から受けた被害に関する相談についても準用する。

3 相談者は、相談に応じるハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に対し氏名を開示して相談を行うことを原則とする。なお、匿名による投書は参考情報の提供として取り扱い、特段の対応は原則として行わない。ただし、行為者を特定する情報及びハラスメント行為を明示する客観的証拠が提供されている場合は、行為者を含む集団に対し、ハラスメントの防止に関する一般的な注意喚起を行うことがある。

4 相談者は、相談内容が相談室において共有されることを了承するものとする。

(相談員)

第4条 相談者からの相談は、原則として相談員が応じる。

2 相談員は、ハラスメント相談に関する業務を主たる目的とする教職員と、各部局等から選出された教職員（以下「兼任相談員」という。）により構成する。

3 兼任相談員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 各研究科及び国際基幹教育機構より選出された教員 各2名以上
 - (2) 職員のうちから理事長が指名する者
 - (3) 大阪公立大学工業高等専門学校より選出された教員
- 4 前項第3号を除く兼任相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 兼任相談員のうち豊かな経験を有する者を総括相談員とし、ハラスメント相談室長が指名する。総括相談員は、相談員からの相談に応じる。

(相談員の任務)

第5条 相談員は、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) 相談者からの相談に応じ、相談内容を整理する。
- (2) 相談者に対し、可能な範囲で必要な情報を提供する。事案によっては他の相談窓口を案内する。
- (3) 相談者が問題解決に向けた具体的な調整を希望する場合は、相談内容を相談室から部局長等に伝達すること及び実際の調整や事実関係の確認（以下「調整等」という。）は部局長又はその指示を受けた教職員等が行うことを告げる。
- (4) 調整等を行う部局長等や行為者に対する情報開示について、相談者の意向を確認する。相談者の氏名や一部の内容を開示しないことは可能であるが、制約の度合いにより取り得る方策が異なる可能性があることを告げる。
- (5) 相談内容を記録し、ハラスメント相談室長に報告する。
- (6) ハラスメント相談室長が主催する会議に出席する。
- (7) 相談者との連絡調整を行う。
- (8) 相談を受けていない事案について、ハラスメント相談室長からの要請に応じ、必要な情報を提供する。
- (9) 相談員研修その他の必要な研修を受講する。
- (10) その他、ハラスメント相談室長の指示を受けて相談に必要な事項を行う。

(相談室の任務)

第6条 相談室は、相談員からの報告を受け、当該事案が話し合い等による解決で図ることができるよう努める。

- 2 相談室は、必要に応じて当事者の属する部局長に対して事実確認や調整等の要請を行うことができる。
- 3 相談室は、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）への付託を検討する必要があるときは、当該事案を対応検討委員会へ付託することができる。

4 相談室は、総括相談員や法律又はハラスメントに詳しい学外の専門家に助言を求めることができる。

5 相談室は、相談内容について、規程第3条の定義に照らし、明らかにハラスメントではないと判断するときは、その理由を相談者に告げて、相談を終了することができる。

(対応検討委員会)

第7条 対応検討委員会は、次に掲げる委員をもって、事案ごとに組織する。

(1) ハラスメント相談室長

(2) 相談員

(3) 相談等について豊かな経験を有し、ハラスメント相談室長が指名する者

2 対応検討委員会委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。

3 対応検討委員会は、必要に応じ、事案を調査委員会へ付託する。調査委員会への付託を行わない場合又は判断に必要な情報が不足する場合は、事案を相談室へ差し戻すことができる。

4 対応検討委員会は、前条第3号を除く各号に定めることを相談室に代わって行うことができる。

(施行の細目)

第8条 この要項の施行について必要な事項は、ハラスメント相談室長が定める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。